別紙３

工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

法　務　大　臣
国家公安委員会
外　務　大　臣
厚生労働大臣
経済産業大臣

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年６月 15 日閣議決定）を踏まえ、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第２条の４第１項の規定に基づき、法第２条の３第１項の規定に基づき定められた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）にのっとって、工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定める。

１　人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）

工業製品製造業分野（以下「製造業分野」という。）

２　特定産業分野における人材の不足の状況（当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項

（１）特定技能外国人受入れの趣旨・目的

製造業分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

（２）生産性向上や国内人材確保のための取組等

（生産性向上のための取組）

各企業及び業界では、①生産プロセスの見える化等の工場のデジタル化、ＩｏＴ・ＡＩ等の活用による生産プロセスの刷新等といった生産現場の改善徹底や、②研修・セミナー等の人材育成等による生産性向上のための取組を実施している。

また、経済産業省としても、企業による設備投資やＩＴ導入を支援する施策により、企業による生産性向上の取組を支援している。

こうした取組の結果、製造業（飲食料品製造業を除く。）の生産性は、平成 30 年から令和４年まで、年平均約１％向上している（推計値）。

（国内人材確保のための取組）

各企業及び業界では、①女性や高齢者も働きやすい職場環境及び人事制度の整備や、②適正取引の推進等による適正な賃金水準の確保等に取り組んでいる。

また、経済産業省としても、①中小企業の多様な人材活用を促す「中小企業・小規模事業者人材活用ガイドライン」（令和５年６月中小企業庁）の普及、②賃上げ促進税制や価格転嫁の推進に加え、省力化投資等の生産性向上のための支援による賃上

げを通じて、企業による国内人材確保の取組を促進している。

こうした取組の結果、製造業（飲食料品製造業を除く。）の就業者に占める女性及び65歳以上の者の比率は、平成29年には約32.6％であったのに対し、令和３年には約32.7％に微増している。

（３）受入れの必要性（人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。）

製造業分野に係る職種における有効求人倍率（令和４年度）は、例えば、鋳物製造工6.83倍、金属熱処理工6.03倍、鍛造工5.89倍、計量計測機器組立工7.33倍、プラスチック製品製造工5.21倍、鉄工、製缶工5.72倍となっており、深刻な人手不足の状況にある。

製造業（飲食料品製造業を除く。）については、デジタル化の進展等により、今後も半導体、産業機械、素材産業等を中心に成長が見込まれる中、令和４年度の人手不足数は、製造業分野に関連する有効求人数と有効求職者数の差や未充足人数から算出すると15万1,300人である。今後、年0.73％程度と予測される製造業（飲食料品製造業を除く。）の需要拡大とこれに伴う労働需要の拡大が続くと、令和10年度には426万4,300人の就業者が必要となり、42万4,300人程度の人手不足が生じるものと推計される。

今後も製造業分野における労働需要は増加するものと見込まれ、かかる要因による人手不足が早急に改善できる見通しは立っていない。

製造業分野は、我が国の国民生活に不可欠な分野であり、同分野の基盤を維持し、持続的な発展を図るためには、製造業分野について一定の専門性・技能を有し、現場の状況に応じて作業手順を自ら考え作業を実施することができる即戦力の外国人を受け入れることが必要不可欠である。

（４）受入れ見込数

製造業分野における令和６年度からの向こう５年間の受入れ見込数は、最大で17万3,300人であり、これを令和10年度末までの５年間の受入れの上限として運用する。

当該受入れ見込数は、製造業分野において、令和10年度には42万4,300人程度の人手不足が見込まれる中、工場のデジタル化による５年間で３～４％程度の労働効率化による生産性向上（５年間で15万7,900人程度）や、職場環境及び人事制度の整備による追加的な国内人材の確保（５年間で９万3,100人程度）を行ってもなお不足すると見込まれる最大17万3,300人を１号特定技能外国人の受入れ上限として運用するものであり、過大なものとはなっていない。

３　特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

製造業分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者（２号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者）とする。

また、特定技能１号の在留資格については、製造業分野に関する第２号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。

（１）１号特定技能外国人

ア　技能水準（試験区分）

別表１ａ．試験区分（３（１）ア関係）の欄に掲げる試験

イ　日本語能力水準

（ア）「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（Ｎ４以上）」

（イ）そのほか、「日本語教育の参照枠」のＡ２相当以上の水準と認められるもの

（２）２号特定技能外国人

技能水準（試験区分及び実務経験）

ア　試験区分

別表２ａ．試験区分（３（２）ア関係）の欄に掲げる試験

イ　実務経験

日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における実務経験を要件とする。

４　法第７条の２第３項及び第４項（これらの規定を同条第５項において準用する場合を含む。）の規定による同条第１項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

（１）経済産業大臣は、有効求人倍率等の公的統計等の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記２（４）に掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。

（２）一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、経済産業大臣は、法務大臣に対し、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を求める。

５　その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

（１）特定技能外国人が従事する業務

特定技能外国人が従事する業務区分は、上記３（１）ア及び（２）アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。

ア　試験区分（３（１）ア関係）（１号特定技能外国人）

別表１ｂ．業務区分（５（１）ア関係）の欄に掲げる業務とする。

イ　試験区分（３（２）ア関係）（２号特定技能外国人）

別表２ｂ．業務区分（５（１）イ関係）の欄に掲げる業務とする。

（２）製造業分野の特性を踏まえて特に講じる措置

ア　製造事業者団体等に対して特に課す条件

製造業分野は多数の専門職種に分かれており、製造事業者団体も多数に分かれていること等から、特定技能外国人の受入れに係る製造事業者団体等は、製造業分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するため、共同して以下の取組を実施する団体を設けること。

- 製造業分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けた共同ルールの策定及び遵守状況の確認
- 海外の現地機関との調整、試験場所の確保、受験者の募集、試験の実施等

イ　特定技能所属機関に対して特に課す条件

①　特定技能所属機関は、生産性向上及び国内人材確保のための取組を行っていること。

②　特定技能所属機関は、特定技能外国人の受入れに関するアの団体に所属すること。

③　特定技能所属機関は、「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」（以下「協議会」という。）において協議が調った措置を講じること。

④　特定技能所属機関は、経済産業省又はその委託を受けた者が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対し、必要な協力を行うこと。

⑤　特定技能所属機関は、特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練・各種研修を実施すること。

⑥　特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

（３）特定技能外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

（４）治安への影響を踏まえて講じる措置

経済産業省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、経済産業省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

（５）特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置

経済産業省は、協議会等と連携し、取組に地域差が生じないよう、本制度の趣旨や情報、優良事例を全国的に周知する。また、公式統計等を踏まえ、地方における人手不足の状況を把握し、必要な関連施策を講じる等的確に対応する。

６　経過措置

（１）試験区分について

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和４年８月 30 日閣議決定）による変更前の運用方針別表ａ．試験区分（３（１）関係）の欄に掲げる試験のうち、次の表の左欄に掲げる試験に合格した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる試験に合格したものとみなす。

旧試験区分	新試験区分
製造分野特定技能１号評価試験（鋳造）	製造分野特定技能１号評価試験（機械金属加工）

製造分野特定技能１号評価試験（鍛造）	製造分野特定技能１号評価試験（機械金属加工）
製造分野特定技能１号評価試験（ダイカスト）	製造分野特定技能１号評価試験（機械金属加工）
製造分野特定技能１号評価試験（機械加工）	製造分野特定技能１号評価試験（機械金属加工） 製造分野特定技能１号評価試験（電気電子機器組立て）
製造分野特定技能１号評価試験（金属プレス加工）	製造分野特定技能１号評価試験（機械金属加工）
製造分野特定技能１号評価試験（鉄工）	製造分野特定技能１号評価試験（機械金属加工）
製造分野特定技能１号評価試験（工場板金）	製造分野特定技能１号評価試験（機械金属加工）
製造分野特定技能１号評価試験（めっき）	製造分野特定技能１号評価試験（金属表面処理）
製造分野特定技能１号評価試験（アルミニウム陽極酸化処理）	製造分野特定技能１号評価試験（金属表面処理）
製造分野特定技能１号評価試験（仕上げ）	製造分野特定技能１号評価試験（機械金属加工） 製造分野特定技能１号評価試験（電気電子機器組立て）
製造分野特定技能１号評価試験（機械検査）	製造分野特定技能１号評価試験（機械金属加工） 製造分野特定技能１号評価試験（電気電子機器組立て）
製造分野特定技能１号評価試験（機械保全）	製造分野特定技能１号評価試験（機械金属加工） 製造分野特定技能１号評価試験（電気電子機器組立て）
製造分野特定技能１号評価試験（電子機器組立て）	製造分野特定技能１号評価試験（電気電子機器組立て）
製造分野特定技能１号評価試験（電気機器組立て）	製造分野特定技能１号評価試験（機械金属加工） 製造分野特定技能１号評価試験（電気電子機器組立て）
製造分野特定技能１号評価試験（プリント配線板製造）	製造分野特定技能１号評価試験（電気電子機器組立て）

製造分野特定技能１号評価試験（プラスチック成形）	製造分野特定技能１号評価試験（機械金属加工） 製造分野特定技能１号評価試験（電気電子機器組立て）
製造分野特定技能１号評価試験（塗装）	製造分野特定技能１号評価試験（機械金属加工）
製造分野特定技能１号評価試験（溶接）	製造分野特定技能１号評価試験（機械金属加工）
製造分野特定技能１号評価試験（工業包装）	製造分野特定技能１号評価試験（機械金属加工） 製造分野特定技能１号評価試験（電気電子機器組立て）

（２）特定技能所属機関に対して特に課す条件について

運用方針５（２）アに基づき設置される特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する団体が事業を開始してから経済産業省が定める一定の期間を経過するまでの間は、運用方針５（２）イ特定技能所属機関に対して特に課す条件については、なお従前の例による。

別表１

項番	ａ．試験区分（３（１）ア関係）	ｂ．業務区分（５（１）ア関係）
1	製造分野特定技能１号評価試験（機械金属加工）	機械金属加工（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事。）
2	製造分野特定技能１号評価試験（電気電子機器組立て）	電気電子機器組立て（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、電気電子機器等の製造工程、組立工程の作業に従事。）
3	製造分野特定技能１号評価試験（金属表面処理）	金属表面処理（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、表面処理等の作業に従事。）
4	製造分野特定技能１号評価試験（紙器・段ボール箱製造）	紙器・段ボール箱製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、紙器・段ボール箱の製造工程の作業に従事。）
5	製造分野特定技能１号評価試験（コンクリート製品製造）	コンクリート製品製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、コンクリート製品の製造工程の作業に従事。）
6	製造分野特定技能１号評価試験（ＲＰＦ製造）	ＲＰＦ製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、破砕・成形等の作業に従事。）
7	製造分野特定技能１号評価試験（陶磁器製品製造）	陶磁器製品製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、陶磁器製品の製造工程の作業に従事。）
8	製造分野特定技能１号評価試験（印刷・製本）	印刷・製本（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、オフセット印刷、グラビア印刷、製本の製造工程の作業に従事。）
9	製造分野特定技能１号評価試験（紡織製品製造）	紡織製品製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、紡織製品の製造工程の作業に従事。）
１０	製造分野特定技能１号評価試験（縫製）	縫製（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、縫製工程の作業に従事。）

別表２

項番	ａ．試験区分（３（２）ア関係）	ｂ．業務区分（５（１）イ関係）
1	製造分野特定技能２号評価試験（機械金属加工）及びビジネス・キャリア検定３級（生産管理プランニング又は生産管理オペレーション） 技能検定１級（鋳造） 技能検定１級（鍛造） 技能検定１級（ダイカスト） 技能検定１級（機械加工） 技能検定１級（金属プレス加工） 技能検定１級（鉄工） 技能検定１級（工場板金） 技能検定１級（仕上げ） 技能検定１級（機械検査） 技能検定１級（機械保全） 技能検定１級（電気機器組立て） 技能検定１級（プラスチック成形） 技能検定１級（塗装） 技能検定１級（工業包装） 技能検定１級（金属熱処理）	機械金属加工（複数の技能者を指導しながら、素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事し、工程を管理。）
2	製造分野特定技能２号評価試験（電気電子機器組立て）及びビジネス・キャリア検定３級（生産管理プランニング又は生産管理オペレーション） 技能検定１級（機械加工） 技能検定１級（仕上げ） 技能検定１級（機械検査） 技能検定１級（機械保全） 技能検定１級（電子機器組立て） 技能検定１級（電気機器組立て） 技能検定１級（プリント配線板製造） 技能検定１級（プラスチック成形） 技能検定１級（工業包装）	電気電子機器組立て（複数の技能者を指導しながら、電気電子機器等の製造工程、組立工程の作業に従事し、工程を管理。）
3	製造分野特定技能２号評価試験（金属表面処理）及びビジネス・キャリア検定３級（生産管理プランニング又は生産管理オペレーション） 技能検定１級（めっき） 技能検定１級（アルミニウム陽極酸化処理）	金属表面処理（複数の技能者を指導しながら、表面処理等の作業に従事し、工程を管理。）